

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名		神奈川県生活環境の保全等に関する条例			
条例番号		平成9年神奈川県条例第35号	法規集	第5編第1章	
所管室課		環境農政局環境部環境課			
条例の概要		工場及び事業場の設置に係る規制について、また、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、公害の未然防止のため、工場及び事業場に対し、大気汚染や水質汚濁を引き起こす要因を総合的に規制するなど、環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めており、現在でも必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例により、公害の未然防止が図られるとともに、大気環境、水環境が改善されるなど、県民の生活環境を保全する上で有効に機能しているが、社会状況の変化に対応するため、国の動向に注意しつつも、条例の改正や運用の改善等は適宜検討する必要がある。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で、工場及び事業場に対する規制や、事業活動や日常生活における環境保全のための措置を定めることによって、生活環境保全のための規制等を総合的に実施しており、効率的なものとなっているが、規制や措置の効率性は適宜検討する必要がある。			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例で定める規制や責務は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の主要施策の一分野である「I エネルギー・環境」の、中柱「生活環境の保全」の取り組みに合致するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例で定める規制や責務は、事業活動や日常生活における環境保全上の支障を防止し、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なものであり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理由等 条例の施行・運用における課題や社会状況の変化等に対応するため。			